

2024年からの新しいNISA制度について

2023年度税制改正において、2024年1月からNISA制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、新しいNISA制度へと変わります。新しいNISA制度では、非課税投資枠の上限等が拡大するとともに、非課税保有期間も無期限となり、生涯にわたる柔軟な資産形成が可能となります。

2024年以降の新しいNISA制度

当庫は成長投資枠のみお取り扱い致します。

	成長投資枠
制度期限	制度恒久化
非課税保有期間	無期限
年間投資枠	240万円
非課税保有限度額	1,200万円
対象商品	高レバレッジ型、信託期間20年未満、毎月分配型を除く公募株式投資信託
買付方法	一括投資・定時定額購入取引
対象年齢	18歳以上
ロールオーバー（移管）	現行NISAから新しいNISAへのロールオーバー（移管）不可

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」について

- ◆ 新しいNISAでは、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の2つの枠を併用することができますが、**当庫では「成長投資枠」のみのお取り扱いとなります。**

年間投資枠が拡大されます

- ◆ 現行NISAの年間投資枠は、「一般NISA」が年間120万円でしたが、新しいNISAでは、「**成長投資枠**」が年間**240万円**まで非課税で投資をすることができます。

非課税保有期間が無期限になります

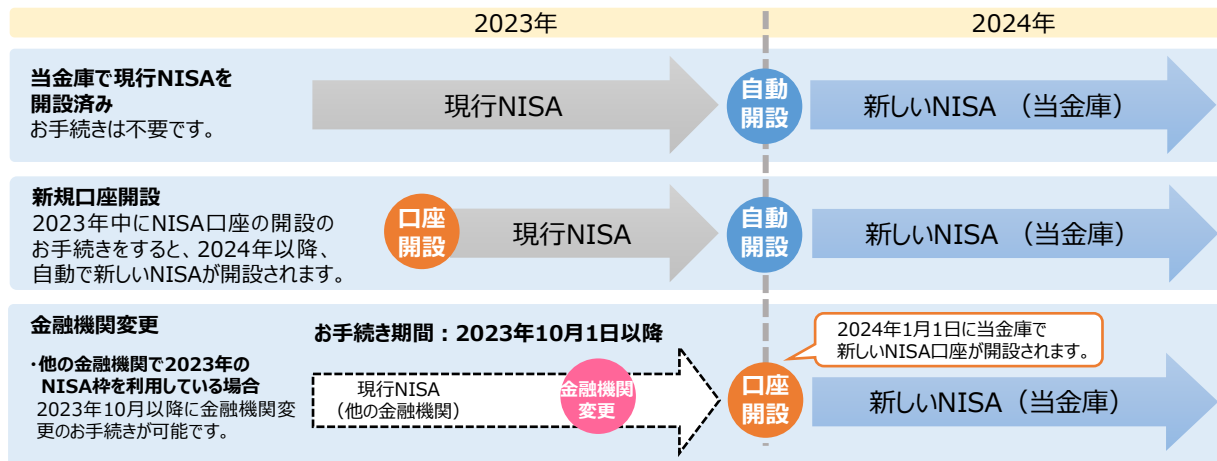
- ◆ 現行NISAでは、非課税保有期間が、「一般NISA」で5年間とされており、非課税保有期間が終了した場合、①翌年の非課税投資枠へロールオーバー ②課税口座への移管 ③売却のいずれかを選択し手続きをする必要がありましたが、新しいNISAでは、非課税保有期間が無期限となることから、これらの手続きが不要となります。

非課税保有限度額が1,200万円になります（成長投資枠）

- ◆ 新しいNISAで生涯利用できる非課税保有限度額は、成長投資枠では1,200万円まで利用することができます。
- ◆ 非課税保有限度額は「簿価（投資信託の取得価額）残高方式」で管理されます。新しいNISAで保有している投資信託を売却等した場合、翌年以降、年間投資枠の範囲内で、売却した投資信託の簿価分の**非課税枠を再利用することが可能**です。
- ◆ 分配金の支払いを受け、当該分配金による再投資を行った場合、その金額相当分について、年間投資枠と非課税保有限度額を消費します。

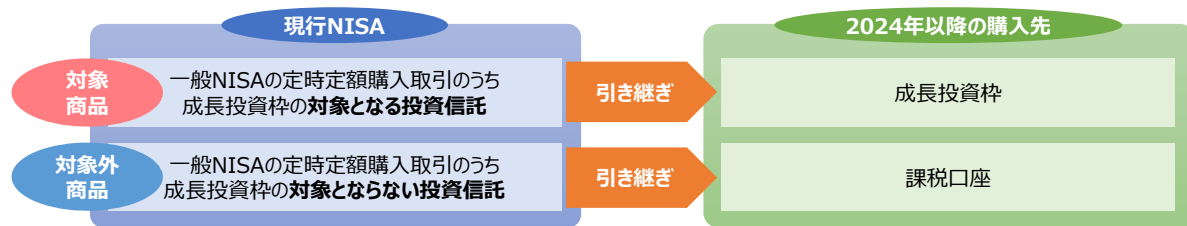
新しいNISAの自動開設について

- ◆ 当金庫で現行NISAを開設されているお客さまは、2024年1月1日に新しいNISAが自動で開設されます。現行NISAをお持ちでないお客さまは、NISA口座の開設のお手続きが必要です。
- ◆ 他の金融機関でNISA口座を開設されているお客さまが、当金庫で新しいNISAを利用する場合は、金融機関変更のお手続きが必要です。

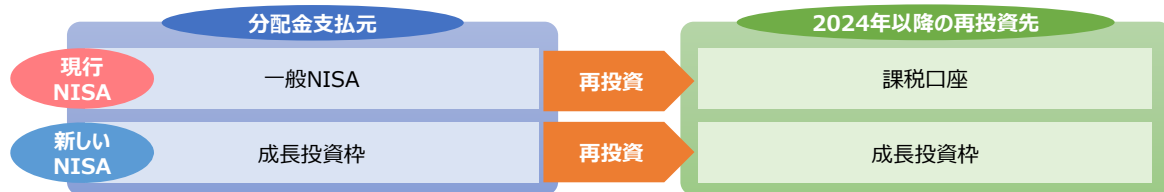


定時定額購入取引および分配金再投資の取扱いについて

- ◆ 現行NISAでお申込みいただいている定時定額購入取引は、新しいNISAに引き継がれます。ただし、成長投資枠の受入対象外となる投資信託は、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）に引き継がれます。詳細については、非課税口座約款をご確認ください。なお、2024年以降、**課税口座での定時定額購入取引を中止する場合、お手続きが必要です。**



- ◆ 原則、現行NISAから支払われた分配金は課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座）に、新しいNISAから支払われた分配金は新しいNISAに再投資されます。詳細については、非課税口座約款をご確認ください。なお、**分配金再投資を停止する場合、お手続きが必要です。**



現行NISAの取扱いについて

- ◆ 2024年以降、現行NISAでは新規の購入はできなくなりますが、現行NISAで保有している投資信託は、新しいNISAの1,200万円（成長投資枠）の非課税保有限度額とは別で管理されるため、非課税保有期間が終了するまで（一般NISAは5年間）は、現行NISAのまま保有することができ、非課税保有期間中は配当等や譲渡益は非課税となります。
- ◆ 現行NISAで保有する投資信託は、非課税保有期間が終了すると、課税口座（当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、特定口座を開設されていない場合には一般口座）に移管されます。**現行NISAから新しいNISAへ移管することはできません。**

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・ 上記記載内容は、2023年10月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・ 本書面の詳細については、非課税口座約款をご確認ください。
- ・ 本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なご対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。